

公益社団法人北海道看護協会慶弔及び見舞に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道看護協会（以下「本会」という。）の会員の慶祝金、弔慰金及び災害見舞金等（以下「慶弔見舞等」という。）について定めることを目的とする。

(対象及び金額等)

第2条 慶弔見舞等の金額は、次のとおりとする。祝電、弔電は、会長名とし、必要に応じて地区理事名及び支部長名の連名とする。

(1) 慶祝金等

- ア 叙勲褒章受章者 記念品（20,000円程度）、祝電
- イ 厚生大臣表彰受表彰者 記念品（10,000円程度）、祝電
- ウ 北海道社会貢献賞受賞者等 祝電

(2) 弔慰金等

- ア 会員の死亡 弔花、弔電
- イ 会員が会務中に死亡した場合は、会長は状況を考慮し弔慰の金額を決定する。

(3) 災害見舞金

広範囲にわたる災害罹災については、発生時の事情により考慮する。

会員の災害罹災

火災	全焼	20,000円
	半焼	10,000円
風水害、震災	全壊	20,000円
	半壊	10,000円

(通知)

第3条 前条第1項に該当する事由が生じた場合、本人あるいは当該支部役員は速やかに本会事務局総務課に通知するものとする。

(支給の特例)

第4条 この規程に定めのない事項で必要が生じた場合は、その都度会長は状況を考慮し支給を決定する。

(支給の制限)

第5条 この規程は、事由発生の日から3ヶ月を経過した場合は適用しないものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決を得て変更することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成5年6月12日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。